

組 合 公 報

平成 28 年 5 月 30 日
富山市下野 995 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 076 (431) 8031

公告第 3 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 28 年 5 月 27 日招集の第 151 回組合会において議決されたので公告する。

平成 28 年 5 月 30 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋 正樹

記

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 43 条の 2 を削り、第 43 条の 3 を第 43 条の 2 とする。

附 則

- 1 この変更は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 7 月 1 日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第1条 ～ 第43条 (略)</p> <p>(任意継続組合員の標準報酬の月額の特例)</p> <p>第43条の2 <u>施行令第46条の2第1号に規定する組合の定款で定める割合は、100分の30とする。</u></p> <p>(任意継続掛金の額)</p> <p>第43条の3 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の10.56を乗じて得た額とする。</p> <p>第44条 ～ 第50条 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第43条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(任意継続掛金の額)</p> <p>第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の10.56を乗じて得た額とする。</p> <p>第44条 ～ 第50条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この変更は、平成28年7月1日から施行する。</p> <p>2 平成28年7月1日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。</p>	<p>組合員期間が15年以上あり、かつ55歳以上で初めて退職した場合における任意継続組合員^{※1}の掛金算定の特例^{※2}を廃止するもの。</p> <p>※1 = 公務員の退職後においても、本人からの申出に基づき、引き続き2年間を限度として在職中と同様に「短期給付（休業給付を除く）」及び「福祉事業（貯金・貸付事業を除く）」を利用することができる組合員</p> <p>※2 = 退職時の標準報酬月額から3割割り落とした金額を掛金の算定基礎とすることができる特例</p>

理 由 書

他の医療保険制度との均衡を考慮し、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 28 年政令第 180 号）」により、地方公務員等共済組合法施行令第 46 条の 2 の規定が改正されたことに伴い、任意継続組合員の掛金の算定基礎となる標準報酬月額割り落とし措置を廃止するため、定款の一部を変更するもの。

項 目	説 明
1 変更の目的	<p>他の医療保険制度（健康保険組合、国家公務員共済組合等）との均衡を考慮し、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第180号）」により、地方公務員等共済組合法施行令第46条の2の規定が改正されたことに伴い、任意継続組合員の掛金の算定基礎となる標準報酬月額の割り落とし措置を廃止するもの。</p>
2 内 容	<p>(1) 任意継続組合員の標準報酬月額の特例を廃止（定款 43 条の 2 関係）</p> <p>任意継続組合員に係る掛金算定方法のうち、『組合員期間が 15 年以上あり、かつ、退職時の年齢が 55 歳以上であって、55 歳以降初めての退職である場合は、退職月の掛金等の算定基礎となった標準報酬月額から 3 割割り落とした額』を基に掛金を計算することができる規定を削除するもの。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【参考：現在の任意継続組合員の掛金の計算方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員の掛金は、『掛金の標準となる額 × 掛金率』で算定 ・『掛金の標準となる額』は、次のうち、いずれか低い額となる <ol style="list-style-type: none"> ① 退職時の標準報酬月額 ② <u>組合員期間が 15 年以上あり、かつ、退職時の年齢が 55 歳以上であって、55 歳以降初めての退職である場合は、①の額から 3 割割り落とした額</u> ③ 本組合の全組合員の前年度 9 月 30 日における平均標準報酬月額 (平成 28 年度は、平成 27 年 10 月 1 日における平均標準報酬月額 38 万円を用いる) </div> <p>(2) 経過措置（改正附則第 2 項）</p> <p>平成 28 年 6 月 30 日までに退職し、任意継続組合員となった者については、現行の割り落としが任意継続資格の喪失時まで適用される経過措置を規定</p>
3 施行期日	平成 28 年 7 月 1 日